

徳島県告示第五百四十三号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年八月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所
海部郡牟岐町大字中村字清水一五四の六、一六〇の八、一六〇の九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため